

積荷情報の訂正等について

積荷情報について、

- ① 報告した積荷情報の内容に変更（運送契約の変更を含む。）が生じた場合
- ② 積載する船舶の変更（トランシップを含む。）を行った場合
- ③ 不一致情報が出力された場合
- ④ 税関から報告内容の訂正等の要請を受けた場合

の訂正等にかかる具体的な対応は、次頁以降のとおりです。

なお、サービスプロバイダー経由で報告されている場合には、サービスプロバイダーのシステムにより対応方法が異なることがありますので、ご利用のサービスプロバイダーにお問い合わせください。

○ 報告者の皆様へのお願い

不適切な報告がある場合や税関からの指示に対して適切な対応が図られなかった場合には、以下の方法で税関から連絡し、回答を求めることがあります。税関から連絡を受けた場合には、速やかに内容を確認し、指示内容に従った対応をとってください。

- ① サービスプロバイダー経由の報告者の場合
申請者ID発給システムに登録されている連絡先メールアドレス宛に通知を行います。
- ② 上記①以外の報告者（NACCS利用者）の場合
情報伝達（MSA）業務を利用して、報告者の利用者ID宛に通知を行います。

※ ただし、情報伝達（MSA）業務を利用することができないNACCS利用者の場合には、別の手段で行います。

積荷情報の訂正等について

積荷情報の訂正等にかかる具体的な対応にあたっては、下記を参考にしてください。

○ オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の訂正

	DMF前		ATD及びDMF後	
	ATD前	ATD後	税関からの 事前通知あり	税関からの 事前通知なし
B/L番号の訂正	1. (1)イ	1. (1)ロ		
船舶情報の訂正	1. (2)			
上記以外の項目の訂正	1. (3)イ		1. (3)ロ	訂正不可

○ ハウスB/Lに基づく積荷情報の訂正

	DMF前		ATD及びDMF後	
	ハウスB/L報告 完了登録実施前 かつATD前	ハウスB/L報告 完了登録実施後 又はATD後	税関からの 事前通知あり	税関からの 事前通知なし
ハウスB/L番号の訂正	2. (1)イ	2. (1)ロ		
船舶情報の訂正	2. (2)			
上記以外の項目の訂正 (マスターB/L番号の訂正を含む。)	2. (3)イ		2. (3)ロ	訂正不可

積荷情報の訂正等について

1. オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の訂正

(1) B/L番号（オーシャンB/L番号又はマスターB/L番号）の訂正

イ. 出港日時報告（ATD）業務及び積荷目録提出（DMF）業務実施前

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告訂正（AMR）業務において、処理区分コード欄で「9」（新規登録）を選択して、正しいB/L番号の積荷情報を報告してください。その後、出港前報告B/L関連付け（BLL）により、変更前B/L番号の積荷情報と変更後B/L番号の積荷情報の関連付け処理をしてください。

ロ. 出港日時報告（ATD）業務実施後（積荷目録提出（DMF）業務実施後を含む。）

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告訂正（CMR）業務において、処理区分コード欄で「2」（追加）を選択し、正しいB/L番号の積荷情報を報告してください。その後、出港前報告B/L関連付け（BLL）により、変更前B/L番号の積荷情報と変更後B/L番号の積荷情報の関連付け処理をしてください。

(2) 船舶情報（船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港コード及び船積港枝番）の訂正

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告船舶情報訂正（CMV）業務により、正しい船舶情報の訂正をしてください。なお、船舶情報の訂正に併せて、他の項目の訂正も行う必要がある場合には、出港前報告船舶情報訂正（CMV）業務で船舶情報の訂正を行った後、下記1-(3)により必要な訂正を行ってください。ただし、船舶情報のほかB/L番号の訂正も行う必要がある場合には、積荷情報を削除の上、正しいB/L番号及び船舶情報で再報告を行ってください。

積荷情報の訂正等について

(3) 上記(1)及び(2)以外の項目の訂正

イ. 積荷目録提出(DMF)業務実施前(出港日時報告(ATD)業務実施後を含む。)

出港前報告訂正(CMR)業務において、処理区分コード欄で「5」(訂正)を選択し、必要な項目の訂正をしてください。

ロ. 出港日時報告(ATD)業務及び積荷目録提出(DMF)業務実施後

税関からの事前通知を受けている場合には、出港前報告訂正(CMR)業務において、処理区分コード欄で「5」(訂正)を選択し、税関からの指示に基づく訂正をしてください。

なお、税関からの事前通知を受けていない場合には、訂正をすることができませんので、後続業務である「積荷目録情報登録(MFR)」業務において、正しい内容を登録してください。

※ 税関は、リスク分析の結果、必要と判断した場合に事前通知を実施しており、報告者から報告した積荷情報の訂正等を可能となるよう事前通知の実施を要請されたとしても、事前通知を実施することはありません。

積荷情報の訂正等について

2. ハウスB/Lに基づく積荷情報の訂正

(1) ハウスB/L番号の訂正

イ. 出港日時報告 (ATD) 業務及び積荷目録提出 (DMF) 業務実施前

(ただし、ハウスB/L報告完了登録実施前に限る。)

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告 (ハウスB/L) (AHR) 業務において、処理区分コード欄で「9」 (新規登録) を選択して、正しいハウスB/L番号の積荷情報を報告してください。その後、出港前報告B/L関連付け (BLL) により、変更前B/L番号の積荷情報と変更後B/L番号の積荷情報の関連付け処理をしてください。

ロ. 出港日時報告 (ATD) 業務実施後又はハウス報告完了登録実施後

(積荷目録提出 (DMF) 業務実施後を含む。)

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告訂正 (ハウスB/L) (CHR) 業務において、処理区分コード欄で「2」 (追加) を選択して、正しいハウスB/L番号の積荷情報を報告してください。その後、出港前報告B/L関連付け (BLL) により、変更前B/L番号の積荷情報と変更後B/L番号の積荷情報の関連付け処理をしてください。

(2) 船舶情報 (船舶コード、船会社コード、航海番号、船積港コード及び船積港枝番) の訂正

訂正前の積荷情報の削除を行うことなく、出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務により、正しい船舶情報の訂正をしてください。なお、船舶情報の訂正に併せて、他の項目の訂正も行う必要がある場合には、出港前報告船舶情報訂正 (CMV) 業務で船舶情報の訂正を行った後、下記2-(3)により必要な訂正を行ってください。ただし、船舶情報のほかハウスB/L番号の訂正も行う必要がある場合には、積荷情報を削除の上、正しいB/L番号及び船舶情報で再報告を行ってください

積荷情報の訂正等について

(3) 上記(1)～(2)以外の項目の訂正

イ. 積荷目録提出(DMF)業務実施前(出港日時報告(ATD)業務実施後を含む。)

出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務において、処理区分コード欄で「5」(訂正)を選択し、必要な項目の訂正をしてください。

ロ. 出港日時報告(ATD)業務及び積荷目録提出(DMF)業務実施後

税関からの事前通知を受けている場合には、出港前報告訂正(ハウスB/L)(CHR)業務において、処理区分コード欄で「5」(訂正)を選択し、税関からの指示に基づく訂正をしてください。

なお、税関からの事前通知を受けていない場合には、訂正をすることができませんので、後続業務である「ハウスB/L貨物情報登録(NVCO1)」業務において、正しい内容を登録してください。

※ 税関は、リスク分析の結果、必要と判断した場合に事前通知を実施しており、報告者から報告した積荷情報の訂正等を可能となるよう事前通知の実施を要請されたとしても、事前通知を実施することはありません。